

和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館文献複写規程

制 定 昭和45年 4月13日

最終改正 平成29年 3月24日

第1条 この規程は、和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館利用規程第19条の規定に基づき、和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）が受託する文献複写のうち、学内の部局等の依頼でその経費を移算するものを除いたものについて定める。

第2条 前条の文献複写は、図書館所蔵の文献資料を教育、研究又は学習等の用に供することを目的とする場合に限って受託することができる。

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を提出することにより、又は国立情報学研究所が提供する ILL システムを利用することにより、館長へ申し込むものとする。

2 館長は、次の各号に掲げる場合においては当該複写を断ることができる。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定めのある範囲を逸脱又はその危険があると認められる場合
- (2) 文献資料を損傷するおそれがある場合
- (3) その他館長が適当でないと認めた場合

第4条 文献複写を依頼した者は、前条第2項に該当する場合、又は別に定める場合を除き、文献複写料金を前納しなければならない。

2 一旦納付した料金は、返還しない。

3 第1項の規定にかかわらず、国立情報学研究所が提供する ILL 文献複写等料金相殺サービスに係る文献複写料金の決済については、国立情報学研究所が定めるところによる。

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

第6条 この規程に定めるもののほか、当館が受託する文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和45年4月13日から施行する。

附 則（昭和51年6月18日一部改正）

この改正規程は、昭和51年6月18日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年10月27日一部改正）

この改正規程は、昭和53年10月27日から施行する。

附 則（昭和62年9月25日一部改正）

この改正規程は、昭和62年9月25日から施行し、昭和62年9月1日から適用する。

附 則（平成元年6月2日一部改正）

この改正規程は、平成元年6月2日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成元年9月22日一部改正）

この改正規程は、平成元年9月22日から施行し、平成元年9月1日から適用する。

附 則（平成2年5月11日一部改正）

この改正規程は、平成2年5月11日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成9年7月7日一部改正）

クロスカル教育機構学術情報センター図書館文献複写規程

この改正規程は、平成9年7月7日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年5月20日一部改正）

この改正規程は、平成11年5月20日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第167号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第647号）

この改正規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1537号）

この改正規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年8月3日一部改正：法人和歌山大学規程第1688号）

この改正規程は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1903号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

文献複写料金表

種別		単位	料金	
			学内者の場合	学外者の場合
電子式複写方式	A 3判以下 (モノクロ)	1 枚	2 0 円	3 5 円
	A 3判以下 (カラー)	1 枚	6 0 円	8 0 円
リーダープリンター	A 3判以下	1 枚	2 0 円	3 5 円
通信費・送料			実費	

備考

1. 上記料金はすべて消費税を含む。
2. 「学内者の場合」とは、学内者（国立大学法人和歌山大学の教職員及び学生をいう。以下同じ。）からの文献複写の申し込みを受託する場合をいう。
3. 「学外者の場合」とは、学内者以外の者からの文献複写の申し込みを受託する場合をいう。
4. 上記文献複写料金表以外の方式による場合は、実費を徴収する。